

令和 6 年度

定期監査報告書

岩美町監査委員

令和6年9月2日

岩 美 町 長
岩 美 町 議 会 議 長
岩 美 町 教 育 委 員 会 教 育 長
岩 美 町 農 業 委 員 会 会 長
岩 美 町 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長

岩美町監査委員 寺谷 信一郎
(公印省略)

岩美町監査委員 川口 耕司
(公印省略)

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和5年度に係る定期監査を実施したので、同条第9項によりその結果を次のとおり報告します。

第1 監査の概要

1 監査実施年月日及び部署

年 月 日	部 署
令和6年 6月26日(水)	大岩保育所、浦富保育所、みなみ保育所
27日(木)	中央公民館、岩美南小学校、岩美西小学校
28日(金)	子ども未来課、岩美北小学校、給食センター
7月 3日(水)	企画財政課、住民生活課、税務課
4日(木)	出納室、議会事務局、建設水道課
8日(月)	農林水産課
9日(火)	岩美病院、健康福祉課
10日(水)	岩美中学校、教育委員会事務局
11日(木)	商工観光課、総務課

2 監査の対象

令和5年度に係る地方自治法第199条第1項及び第2項に規定されるもの。

3 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について提出された資料、その他提示のあった関係書類に基づいて監査手続を実施した。

4 監査の要点

- (1) 予算執行に関すること。
 - ① 収入事務について。
 - ② 支出事務について。
 - ③ 工事事務について。
- (2) 経営に係る事業の管理に関すること。
- (3) 補助事業に関すること。
- (4) 財産・備品に関すること。
- (5) 事務事業の管理に関すること。
- (6) 前年度指摘事項の改善等処置状況に関すること。

第2 監査の結果及び意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び岩美町監査委員条例に基づき、「財務に関する事務の執行」と「経営に係わる事業の管理」が法律に準拠して適正に行われているか、また効率的に行われているかを監査した。同時に、各課の課長や係長に、前年度の指摘事項に対する回答や今後の取り組むべき課題について聞き取りを行った。あわせて、それぞれの課を訪問し、職員の仕事ぶり、ロッカーや机の状況、書類の保管方法などの職場環境及び現金を扱う部署では現金の保管場所を確認した。

「財務に関する事務の執行」と「経営に係わる事業の管理」においては、関係法令等の適用、予算執行の手続き方法においてもおおむね適正な事務並びに管理が行われていたと認める。また、取り組んでいる業務、今後取り組むべき課題に対しても、課長や係長から明確な返答があり意欲を持って業務を遂行している姿勢が見えた。監査と同時に職場を見て回ったが、前年と比べ全体において整理整頓され、ロッカーも施錠がなされ、改善の姿が見られたが、机の下を見るとファイルで溢れており、足の踏み場もない姿が見られた。これで業務に集中できるのかと思う。棚（ロッカー）も一杯でファイルの置き場もない状態と考える。年に一度、保存年限の過ぎた書類は処分し、机の下を物置としないよう注意されたい。例月出納検査においても、ささいなことは都度指摘をしているが、少し考えていただきたいと思う点について申し述べたい。

令和5年度町税等の徴収状況は、町税収入率 96.12%・前年比 0.26 ポイント減、国民健康保険税収入率 79.34%・前年比 1.36 ポイント減、介護保険料

収入率 97.83%・前年比 0.24 ポイント減と軒並み収入率が低下した。特に滞納繰越分の収入率が低下しているが、滞納者への督促対応は架電・文書にとどまり、臨戸訪問による督促・徴収は行っていないとの説明であった。

去年の定期監査報告書において、「金融機関との連携、弁護士の活用、積極的な仮差押の実施、保証人への請求等、できることは何でもやるという意気込みを見せてほしい」と指摘したが、守られてる状況でないと感じた。研修に積極的に参加し、職員のスキルアップに努められたい」との指摘に対しても、職員への研修案内に留まり、意欲も感じられない。何らかの研修会に積極的に参加するよう再度指摘したい。督促・徴収において職員の知識・意欲が十分とは言えず、むしろ後退しているように感じられた。

今一度、基本に立ち戻って督促・徴収を押し進め、収入未済額の減少、徴収率の向上に努められたい。

機械警備の委託契約において、長期継続契約と単年度契約（自動更新）の二つの契約方式で結ばれていると説明された。これが不適切な契約だとは思わないが、同じ内容の役務が、違う契約方式で契約されていることは好ましくない考える。

また、委託契約において、税込金額だけを記載し消費税及び地方消費税額（以下消費税等）が記載されていない契約書が見られた。この契約も違法ではないが、税込金額が消費税の対象となり、消費税が明記された同額の契約より消費税等が増となるため不適切な契約書作成だと思わざるを得ない。

改めて契約方式や契約書書式を見直し、適正な契約が行われるよう留意されたい。

総務課にデジタル推進係が設置され、役場内の DX・ICT 化が期待されたが、目立った成果が得られていないと考える。原因の一つとして、新システム導入時には一時的に事務負担が増えるため、各課から積極的な提案が出にくいのではないかと意見もあったが、確かに新システム導入時に一時的な業務量の増加が考えられるが、それを考慮しても DX・ICT 化が進まない理由にはならない。

デジタル推進係が中心となり、各課に DX・ICT 化できる業務の洗い出しを求め、できる業務から取組を進められたい。特に電子申請システムの整備や、マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付の推奨など、窓口業務の省力化につながる取組を図られたい。

また、小中学校に民間の ICT 支援員が毎週各 3 時間ずつ訪問し、有効に活用されているとの報告を受けたが、役場も民間専門家のコンサルティングを受けるなどし、DX・ICT 化の進捗を図ってはどうかと考える。

総務課をはじめとする各課への改善、若しくは留意、検討を求めたい課題については以下のとおり表明する。記載されていない事項も、監査中、あるいは職場訪問の中において口頭で指摘した。一層の工夫や改善を図り業務を推進することを期待する。

記

《総務課》

- (1) 職員の充足感は昨年に比べ改善したと回答した課が増えたが、今後少子高齢化による人手不足が加速する状況が予想される。DX・ICT に長けた民間企業等外部の力を借り、DX・ICT の導入により職員の事務の効率化を行い、今ある公共サービスを維持する体制を整えられたい。
- (2) リース契約をしている公用車を十数年に渡って使用する状況も見られた。市場価値がほとんどゼロに近い状態まで乗車している状況である。健康福祉課、税務課所有分も含めてリース契約と、買取の経済性を比較し、効率的な予算執行を考えられたい。
- (3) 本町では、他の自治体に引けを取らない施策やイベントの開催がなされているにも関わらず、告知不足により情報発信がなされていないと感じる。時代にあった情報発信を行うように努められたい。

《企画財政課》

- (1) 昨年度10月よりバスの運賃が100円になったこともあり、令和4年度12,380人であった田後・陸上線の乗車人数は令和5年度15,308人に回復したが、小田線は令和4年度5,531人、令和5年度6,380人と効果あまり見られなかった。デマンドバスの効果も含めて検証し、多くの町民に利用してもらえる公共交通を構築していただきたい。
- (2) 少子化の要因のひとつである婚姻数の減少は、「結婚したいが出会いがない」と言う人も少なくないという調査結果もみられる。仲人報奨金制度など今までとは違ったアプローチを行い、少子化をくい止められたい。
- (3) 本町はUIIターン事業等の施策が充実し、一定の成果を得ているが、移住者・定住者を増やすには、実際に移住を検討している層へのアプローチだけでなく、潜在層へのアプローチ、現在住んでいる住民に対する施策も重要である。本町の住民の定住対策にも視点を当て、既にある施策のPRや新たな施策を構築し、持続可能なまちづくりとなるよう努められたい。

《税務課》

- (1) 自主財源である町税の収入率は96.12%と前年度比0.26ポイント減、国民健康保険税の収入率は79.34%と前年度比1.36ポイント減、介護保険料の収入率は97.83%と前年度比0.24ポイント減となっており、滞納額は依然として多い。このような状態が続けば、税の公正・公平性が確保されず、憂慮するところである。

過年度収納未済金の徴収は著しく低下するため、当該年度の収納未済金を出さないことが肝要であり、滞納者への早期の支払い勧奨が必要と考える。

不納欠損処分として個人町民税 384,636 円（22 件、3 人）、固定資産税 335,854 円（33 件、2 人）、軽自動車税 149,600 円（16 件、3 人）、国民健康保険税 2,898,094 円（115 件、6 人）、合計 3,768,184 円を実施しているが、本当に回収できない事案なのか再度検証されたい。

税の公正・公平性や「悪質な滞納は許さない」の理念に基づき、徴収ノウハウが向上するよう研修等により知識を深め、更なる徴収強化を今後も図られたい。

- (2) 二重納付が多くみられ、返還事務の混乱を招いている。Web 口座振替ダイレクトサービスを利用した口座振替の推進や、納付書書式の工夫等により二重納付防止の対策を行い、令和 6 年 10 月から始まる振込手数料の有料化に備えられたい。

また、返還金が振込手数料を下回る場合の二重納付の還付の返還についてもあわせて検討され、返還金からの手数料の徴求、又納税者の納得のいく返還方法を考えられたい。

- (3) 山村部の地籍調査は、災害対策や環境保全、森林の多目的利用者等の推進の観点からも重要である。航測法を用いた地籍調査はリモートセンシングデータを利用した広域の調査を活用し、山村部における地籍調査の大幅な効率化・迅速化を図られたい。

《住民生活課》

- (1) 令和 6 年 4 月より適切な処置をしなければ火災の原因となる危険な不燃ごみを新たに「有害ごみ」として分別することになったが、周知不足により正しく分別されていない状況が見られる。火災を防ぎ安全に運搬、処理するためにも効果的な広報や看板設置など周知徹底に努められたい。

- (2) 令和 6 年 12 月からマイナンバーカードを基本とする仕組み（マイナ保険証）へ移行し、現行の保険証は新規発行されなくなる。より一層のマイナンバーカードの取得率を上げられたい。

- (3) 高齢化が進む中、医療費は確実に増加傾向となる。令和 5 年度特定健診の受診率の速報値では 44.7%と令和 4 年度に比べ 0.7%の減少となることが予想される。予防医学の観点からも引き続き関係課と連携し受診率の向上に努め、医療費の抑制につながるよう取り組まれたい。

《子ども未来課》

- (1) 令和 6 年 4 月より子ども未来課内に保健師・社会福祉士を配置した「子ども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない母子保健・児童福祉の総合的支援の実施をしているとのことだが、位置づけが不明である。子育て世代等に対して今までとの違い、取組の内容が分かるように情報発信を工夫されたい。

- (2) 保育所入所の低年齢化に伴い、3 保育所とも定員を超過するような勢いであり、現状の定員、規模、職員体制のままでは困難になると思われる。

また、令和5年度の延長保育において、3保育所全体の希望者が10人、みなみ保育所に至っては希望者が1人である。費用対効果も考慮しながら、効率的で効果的な延長保育所の在り方を検討されたい。

- (3) 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、文部科学省では、幼稚園・保育所・認定こども園といった幼児教育施設の種類を問わず、幼児教育の質の向上を図っている。令和6年7月から8月にかけて外国語指導助手（ALT）が各小中学校に配置されている。この制度を利用し、幼児教育の質の向上に努められたい。

《保育所》

- (1) 保育現場において低血糖やアナフィラキシー等発病時の早期対応を要する疾病が見られるようになった。日頃から病状に対する正しい知識を習得・職員間で共有することにより必要な手当てを行い、大切な子どもの命を守られたい。

《農林水産課》

- (1) ふるさと納税の受入額が関東地方5年連続第1位となっている茨城県境町は「きなんせ岩美」と「道の駅」の友好交流協定の締結をしている。「全国地域ビジネス協会」のコンサルティング等を活かして、魅力あるふるさと納税の返礼品の開発及び道の駅を地域活性化の拠点施設としてさらなる機能強化を図られたい。
- (2) アンテナショップ「麦わら帽子」は、武蔵野市の友好都市である9市町村の季節に応じた生鮮品や特産物を販売している。場所は吉祥寺で吉祥寺駅を中心とした商業地。駅から離れた郊外は高級住宅地となっている。高級住宅地に合った販売戦略を展開し、ブランド力を持った商品開発等に繋げ、岩美町の特産品の強化を図るきっかけとされたい。
- (3) 地域おこし協力隊事業で本町に来町した協力隊員は道の駅魅力発信や農業就労者育成事業など地域活性化のため、様々な活動に尽力している。本町を選んでくれた地域おこし協力隊員が任期終了後も本町に安心して定住・定着できるような体制づくりもあわせて整えられたい。

《商工観光課》

- (1) 円安が進みインバウンド等観光において求めるものも多様化が見られる。多様化に対応したイベント告知など情報発信力に優れたSNS等の手段を活用し、岩美町の観光を盛り上げていかれたい。
- (2) 令和5年度のふるさと納税は令和4年度より233件938,200円減少し、3,005件77,919,000円であった。ポータルサイトに掲載された写真等は大きく改善されたが、生産者のこだわり、安心安全を感じてもらう情報の掲載の工夫や旅先納税の拡大など新たな視点でふるさと納税の取組を推進し、寄附者の一層の拡大を図られたい。

- (3) 昨年、廃業した老舗和菓子店の銘菓を、Uターンした若い事業者が継承し地元で愛されてきた伝統の味が復活した。このように町内の事業者には優れた製品・サービスが有り事業承継による事業の継続が望まれる。今年度予定されている全事業所調査をもとに商工会と連携し、事業承継の支援による後継者対策に取り組まれない。

《建設水道課》

- (1) 岡山県吉備中央町の円城浄水場では、昨年10月、国の暫定的な目標値の28倍の濃度のPFASが検出されていることが報道された。本町においても町民の命と健康を守るため衛生管理等に配慮し、安全安心な水を提供できるよう努められたい。
- (2) 能登半島地震では、水道管の老朽化などが原因で、上下水道が大きな被害を受け断水が長期化している。上下水道の耐震に配慮し、地震等の災害時において断水が長期化することがないように備えられたい。
- (3) 水道料金の回収率は、事業費用の増加と有収水量の減少により前年度比2.01ポイント減の93.69%となり、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を下回っている。水道料金の回収率を上げる努力を行うとともに、経費削減に努め、令和5年度に改定された水道事業の経営戦略が、計画どおりであるか検証されたい。

《教育委員会》

- (1) 仕事に対するストレス、保護者等からの過度な苦情や要求により精神疾患により休職している教職員が見られる。過度な苦情や要求をひとりで抱え込むことのないよう、町内の各小中学校の苦情処理簿を統一し、教職員が一丸となって対応する体制を整え、働きやすい職場環境を整えられたい。
- (2) 奨学資金貸付金の未償還額は33件2,581,600円である。連帯保証人との協力関係の構築、法的手段の実施など効果的で効率的な手段により早期の債権回収に努められたい。
- (3) 国際化が進む現代において英語の重要性は高まっている。令和6年7月から8月にかけて全小中学校に外国語指導助手(ALT)の配置を行った。しっかりと活用し、国際社会に対応できる人材の礎につながるような教育に取り組まれたい。

《中央公民館》

- (1) 公民館が実施するイベントは優れた企画が多いと思うが、告知不足で参加者が少ない傾向が見られる。総務課と連携し効果的な情報発信を行い、参加者の増加につなげられたい。

《健康福祉課》

- (1) 手話通訳の普及が見られる。難聴の人にとって社会参加の支援が見られるようになってきたが、人生の途中で難聴になった人もあり、手話が理解できない人もいる。そのような人でもすぐに利用できるコミュニケーション支援として手書きノートテイク、パソコンノートテイク、スクリーン投影など必要とされる難聴の人々や場所にあった要約筆記を配置し、難聴の人々の支援に努められたい。
- (2) 80歳までに約3人に1人が発症すると言われていたものに帯状疱疹がある。令和6年4月よりワクチンの予防接種の費用助成が開始された。周知を徹底し、多くの町民に接種できるよう情報発信に心掛けられたい。
- (3) 近年、高齢者や核家族の増加により、孤独死が問題視されるようになってきている。新聞配達、自治会のつながり等のローカルネットワークによる安否確認を行う体制等を整備し、孤独死のないまちづくりを推進されたい。

《岩美病院》

- (1) 令和5年度末の窓口未収金は3,723,123円と前年度に比べ57,038円減少した。当該年度中の未収は発生させないことを心掛け引き続き効果的な回収に努められたい。
- (2) 令和6年10月よりこれまで無料であった振込手数料が発生する。一時保管金の返還について振込手数料より返還金の下回る場合、例えば窓口での返還等の手続きについて方針を定められたい。
- (3) 看護師奨学資金貸付金制度の効果もあり、新規採用に一定の効果が見られるが、返還免除期間終了後間もなく退職するケースも少なくない。返還免除終了後も引き続き勤務が定着するよう職場環境・研修制度の充実等に努められたい。

令和5年度末 税、使用料、負担金等収入未済額状況調べ

(単位: 件、人、円)

会計名	区 分	収 入 未 済 額									摘 要
		過年度分(令和4年度まで)			令和5年度発生額			令和5年度末収入未済額合計			
		件数	実人員	金 額	件数	実人員	金 額	件数	実人員	金 額	
一般 会計	個人町民税	516	93	11,045,218	207	151	7,981,315	723	151	19,026,533	
	法人町民税	2	2	100,000	2	2	95,800	4	4	195,800	
	固定資産税	1,330	93	16,536,653	366	161	5,552,110	1,696	161	22,088,763	
	軽自動車税	85	32	634,517	40	49	330,400	125	49	964,917	
	たばこ税	1	1	44,078	0	0	0	1	1	44,078	
	督促手数料(町税)	1,923	180	192,286	656	387	65,600	2,579	387	257,886	
	(町税 計)	3,857	180	28,552,752	1,271	387	14,025,225	5,128	387	42,577,977	町税合計
	児童福祉費負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	保育料
	住宅使用料	192	9	2,649,860	2	2	67,500	194	10	2,717,360	町営住宅家賃
	住宅駐車場使用料	145	6	207,900	3	2	2,100	148	7	210,000	
	督促手数料(住宅使用料)	185	9	18,500	2	2	200	187	10	18,700	
	小 計	4,379	189	31,429,012	1,278	389	14,095,025	5,657	397	45,524,037	
国保 会計	国民健康保険税	1,568	108	34,547,715	457	158	11,213,320	2,025	158	45,761,035	国保税の件数は、 一般分と退職分が、 混合する世帯がある ため、計と全体の値 が一致しない。
	(一般分)	1,560		34,167,443	457		11,213,320	2,017		45,380,763	
	(退職分)	24		380,272	0		0	24		380,272	
	督促手数料	1,552	108	155,200	656	158	65,600	2,208	158	220,800	
	小 計	3,120	108	34,702,915	1,113	158	11,278,920	4,233	158	45,981,835	
集排 会計	農業集落分担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	受益者分担金
	漁業集落分担金	0	0	0	1	1	43,060	1	1	43,060	受益者分担金
	農業集落使用料	0	0	0	76	76	360,921	76	76	360,921	
	漁業集落使用料	4	3	67,451	143	143	786,497	147	145	853,948	
	個別排水使用料	0	0	0	9	9	26,454	9	9	26,454	
	督促手数料	0	0	0	2	1	200	2	1	200	
	小 計	4	3	67,451	231	229	1,217,132	235	231	1,284,583	
公共 下水道 会計	下水負担金	6	3	386,747	16	8	2,608,560	22	11	2,995,307	受益者負担金
	下水道使用料	58	17	2,033,904	914	914	5,397,525	972	926	7,431,429	
	督促手数料	20	3	2,000	1	1	100	21	4	2,100	
	小 計	84	20	2,422,651	931	922	8,006,185	1,015	937	10,428,836	
介護 保険 会計	介護保険料	455	19	5,587,660	85	31	1,079,200	540	31	6,666,860	1号被保険者分
	督促手数料	461	19	46,100	84	31	8,400	545	31	54,500	
	小 計	916	19	5,633,760	169	31	1,087,600	1,085	31	6,721,360	
後期 高齢者 医療会計	後期高齢者医療保険料	10	4	91,000	22	12	346,600	32	12	437,600	被保険者保険料
	督促手数料	10	4	1,000	22	12	2,200	32	12	3,200	
	小 計	20	4	92,000	44	12	348,800	64	12	440,800	
合 計		8,523	343	74,347,789	3,766	1,741	36,033,662	12,289	1,766	110,381,451	

(注) 件数は、のべ件数で表している。

